



4月からの労働関連法規改正 —働く仲間の雇用・労働環境を守る！—

2024年4月から、我々ハイタク業界で働く仲間にとって重要な労働関連法規が改正される。

改善基準告示では主に脳・心臓疾患の労災認定基準の見直しを受け、日勤者の1日の休息期間と1ヶ月の拘束時間などが改正され、ハイヤー運転者の時間外労働時間の上限も示される。

非乗務員の時間外労働時間については労働基準で上限が定められており、それぞれ36協定の締結において遵守されなければならない。

また、労働基準法施行規則の改正では、労働契約の締結・更新時における労働条件明示事項が追加され、労働契約書や労働条件通知書に「就業場所・業務の変更の範囲」、有期雇用契約者の「更新上限の有無と内容」、「無期転換申込機会の明示」、「無期転換後の労働条件の明示」が必要となる。

これらの法改正はいずれも、労働者の労働条件を改善したり、雇用そのものを守ることで、健康に安心して働き続けられる環境を構築するためのものだ。

これらの労働関連法規を事業者に遵守させる取組は、労働組合として重要なものであり、また労働組合があつてこそ可能となる。

36協定などの労使協定締結時や、その後の労働実態におけるチェックは全自交がこれまでも重要としてきたことだ。

全自交はこれからも、働く仲間の雇用と労働環境を守るため、事業者に対し法令順守を徹底させ、運動方針に掲げた『労働関連法令違反一掃と悪質事業者排除』を推進していく。